

情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果について

令和7年8月1日
経済産業省商務情報政策局総務課・情報産業課

令和7年6月11日から同年7月11日にかけて、「情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する意見公募を行いました。その結果を、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

また、意見公募終了後に所要の技術的修正を行いましたので、併せてお知らせいたします。

1. 意見公募の実施方法

(1) 意見公募期間

令和7年6月11日（水）～令和7年7月11日（木）

(2) 意見公募の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-GOV）、窓口配布

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-GOV）の意見提出フォーム、電子メール、郵送

2. 意見公募の結果

提出意見数3件

3 本件に関するお問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局総務課・情報産業課

住所：〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-2964

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	電気設備や冷却設備は、必ずしもなくてよいと思われる。したがって、改正後第47条中「並びにこれとともに使用される電気設備及び冷却設備により構成されるもの」を「(これとともに使用される電気設備及び冷却設備を含む。)」とすべきである。	今回の措置はAIの学習や推論に必要となるデータセンターへの設備投資を行う際の資金調達を円滑化することを目的とするものです。御指摘の電気設備及び冷却設備は、データセンター内における電子計算機の使用に必要な設備であることから、今回の措置の対象は原案のとおりとします。
2	様式についての意見となる。法人である事業者等については法人番号の記載を行わせるようにした方が良いのではないかとと思われるのであるが、どうか。その方が経済産業省以外も含めた行政の能率の向上に資すると思われるのであるが。意見は以上である。	実施計画において法人番号を記載する項目を設ける予定です。

3	<p>第47条について、実行する能力を設定した基準が低すぎであり、根拠を示されたい。また、以下に改めるべきである。第四十七条第一項第十二号の経済産業省令で定める大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備は、電子計算機（半精度浮動小数点演算を每秒百ペタ回以上実行する能力を有するものに限る。）の集合体並びにこれとともに使用される電気設備及び冷却設備により構成されるものであって、半精度浮動小数点演算を每秒百エクサ回以上実行する能力を有するものとする。</p>	<p>今後AIの学習や推論において用いられる見込みのある電子計算機の開発動向に鑑み設定したものです。整備量については、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第8条第1項の規定に基づき定める「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供するシステムに用いるプログラムに係る安定供給確保を図るための取組方針」（令和6年2月5日改定・経済産業省）において、基盤クラウドプログラム（今回の措置の対象となるAIを含む）の開発に必要となる生産基盤の整備目標に基づき設定したものです。AIの開発は黎明期であることから、今後、技術動向を踏まえ必要に応じて見直してまいります。</p>
---	---	---